

## リネン等賃貸借及び洗濯業務委託契約書（案）

一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が使用するリネン、カーテン、ユニフォーム及び病衣（以下「リネン等」という。）賃貸借及び洗濯業務委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

- 第1条 乙は、別紙「一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 リネン等賃貸借及び洗濯業務委託基本仕様書」（附属する各仕様書を含む。以下「仕様書」という。）に記載のリネン等を甲へ賃貸し、洗濯、補修及び運搬等の管理についての責任を負うものとし、甲はこれを賃借する。
- 2 乙が甲に賃貸する賃貸借物件の品質は、乙において良心的かつ優良なものを提供するものとする。
- 3 甲は、仕様書に記載された甲所有の洗濯対象物品（以下「洗濯物」という。）の洗濯業務を乙に委託し、乙は受託する。
- 4 乙は、付添ベッド及び寝具類の賃貸借及び患者私物洗濯について、仕様書に従い、患者と直接取り引きを行う。
- 5 乙は、前項までの業務に付随する院内常駐業務について、仕様書に従い、人員を院内に配置のうえ、業務を行うものとする。

### （契約期間）

- 第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
- 2 仕様書により、事前に準備することと定められているものについては、前項で定める期間の前に用意すること。

### （契約保証金）

- 第3条 契約保証金は免除する。

### （賃借料及び委託料）

- 第4条 リネン等の賃借料の額（メンテナンス、補修、運搬、交換等を含む）及び洗濯物の委託料は、別記1のとおりとする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は無償とする。
- (1) リネン等賃貸借において、汚損及び転室・転科等のため、特に必要があつて1組のリネンを超えて借り受けた場合は、超えた分に係る賃借料。
- (2) 患者が外泊する場合で、外泊開始日の翌日から外泊終了日の前日までの期間の賃借料。

3 賃借料及び洗濯委託料については、仕様書により算出した額に消費税及び地方消費税を加えた金額について、翌月支払うものとする。

ただし、病衣については、甲が患者から病衣の使用料を徴収した数を業務数量とする。

4 契約項目にない洗濯物を依頼する場合の単価は、同種品目の単価に基づき、双方協議して定めるものとする。

(賃借物件の借用及び保全)

第5条 甲は、賃借物件を本来の用法に従い使用するものとし、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(賃借物件の現状変更)

第6条 賃借物件について、甲はあらかじめ乙の承諾を得た場合を除き、移動、他の物件との付着、改造、その他性能機能についての変更等現状を変更することはできないものとする。

(賃借物件の事前引渡し)

第7条 乙のリネン等の機能確認のため、契約期間開始前に甲に引渡しを行なう。その場合、リネン等の引渡し日から契約開始日の前日まで、甲は当該リネン等を使用できるものとする。

(対象物)

第8条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、第6条第2項から第5項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのあるリネン等及び洗濯物を委託するにあたっては、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号、厚生省健康政策局指導課長通知）により、病院内の施設で行わなければならない。

2 甲は、やむを得ない場合に該当し、例外的に消毒前の感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託するときは、感染の危険にあることがわかるよう分別し、密閉した容器に収めて持ち出すなど、他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。

また、感染する危険のあるリネン類等の取扱いについて、関連法令、厚生労働省その他の官公署による通知・通達等がなされた場合は、その内容に従うものとする。

3 甲は、診療用放射性同位元素により汚染されているもの又は汚染されているおそれのあるものの洗濯を乙に委託することはできない。

(ウイルス感染の危険のあるものの取扱い)

- 第9条 甲は、前条に規定するもの以外のリネン等及び洗濯物であって、病原感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。
- 2 甲は、例外的に消毒前のウイルス感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託するときは、ウイルス感染の危険にあることがわかるよう分別し、密閉した容器に収めて持ち出すなど、他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。
- 3 その他、甲が消毒を必要とする場合の消毒方法については、甲の指示により消毒しなければならない。
- 4 洗濯の基準に関しては、リネン等及び洗濯物の種類の使用用途に応じ、甲乙協議する。また、使用洗剤についても、同じ取り扱いとする。
- 5 仕様書記載の洗濯回数は基準を示すもので、汚染等により基準外に必要なものは、甲の指示により洗濯をする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第10条 乙は、この本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 第11条 乙は、業務を第三者に再委託する場合は、あらかじめ甲の書面による承認を得ること。

(立入調査)

- 第12条 甲は、必要と認めるときは業務の実施状況について随時調査し、乙に対して所要の報告も若く資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

(事故等の報告)

- 第13条 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(一般的損害)

- 第14条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の場合その他業務を行うについて第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(業務報告書の提出)

第 16 条 乙は、本業務を完了したときは、速やかに業務報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 17 条 甲は、報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に報告書の内容について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3 第 1 項（前項後段において準用する場合を含む）の検査及び前項の補正に要する費用はすべて乙の負担とする。

(賃借料及び委託料の支払)

第 18 条 乙は、第 17 条第 1 項による業務の確認、または第 17 条第 2 項の補正の確認を受けた後、当該月の委託料を甲が指定する支払請求書により甲に請求する。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(業務の代行)

第 19 条 乙は、火災、労働争議及び業務停止等の事情により、その業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、あらかじめ業務の代行者として社団法人日本病院寝具協会を指定しておくものとする。

2 乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、社団法人日本病院寝具協会は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、の場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 20 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。
- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に達するまでの額の支払を請求するものとする。

（契約内容の変更等）

第21条 甲は、必要がある場合には、本契約の内容を変更し、又は物件の借入を一時中止することができる。

なお、その場合、契約の変更又は解除に必要な事項は、甲乙協議の上、定める。

- 2 甲は、前項の定めより本契約を変更又は解除しようとするときは、変更又は解除しようとする日の2か月前までに、乙にその旨を通知しなければならない。
- 3 本契約は、毎年3月に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、次年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約であるため、甲は、契約期間中において本契約に係る予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

（甲の解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (11) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。
  - (12) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (13) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
  - 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第23条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
  - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第 24 条 甲が第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項の規定により契約を解除した場合、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

なお、契約期間が満了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第 25 条 乙は、この契約に関して第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第 23 条第 1 項第 3 号に掲げる場合において、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前 2 項の額を甲に支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第 26 条 リネン等及び洗濯物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対してその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

(賃貸借物件の滅失)

第 27 条 リネン等の引渡し以降、滅失、天変地異等により乙の所有権が回復する見込みがない場合、又はリネン等が損傷して修理不能の場合、甲は書面で乙に通知するものとする。

2 前項の場合の損害等については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(天災による履行不能)

第 28 条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(乙の解除権)

第 29 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第 30 条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第 31 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 32 条 乙は、業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 33 条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(リネン等の引取り等)

第 34 条 乙は、本契約が賃貸借期間の満了による終了、又は本契約が変更又は解除されるなどの場合には、リネン等を速やかに引き取るものとする

(法令の遵守)

第 35 条 この契約の履行に関して、甲乙は、関係法令を遵守するものとする。

なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。



(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第 36 条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 37 条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 38 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的方法により作成のうえ、甲乙合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地

甲 一般財団法人新潟県地域医療推進機構  
魚沼基幹病院  
病院長 鈴木 榮一

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

乙 株式会社〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇